

## 『臨時福祉給付金』『子育て世帯臨時特例給付金』のお知らせ

平成26年4月から、消費税率が8%に引き上げられたことに伴い、低所得者及び子育て世帯への負担の影響を緩和するため、臨時的な給付措置として「臨時福祉給付金」及び「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。

### 臨時福祉給付金

#### 支給対象者

下記の条件すべてに該当する方が対象となります。

- 平成26年1月1日において、有田川町の住民基本台帳に登録されている方
- 平成26年度町民税（均等割）が課税されない方ただし、次の①②に該当する場合は対象外となります。
  - ①ご自身を扶養している方が課税されている場合
  - ②生活保護を受給されている場合など

#### 支給額

支給対象者1人につき 10,000円

- ※支給対象者の中で下記に該当する方は、5,000円が加算されます
- ・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者など
  - ・児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など

### 子育て世帯臨時特例給付金

#### 支給対象者

下記の条件をすべて満たした方が対象です。

- 平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む）の対象となる児童の受給者
- 平成25年中の所得が児童手当の所得制限額に満たない方ただし、次の①②に該当する場合は、対象外となります。
  - ①ご自身を扶養している方が課税されている場合
  - ②生活保護を受給されている場合など

#### 支給額

対象児童1人につき 10,000円  
(対象児童：平成26年1月分の児童手当  
(特例給付を含む)の対象となる児童)

#### 【ご注意!】

両方の給付金の対象となる方には、支給対象の広い臨時福祉給付金でのみ受給することができる仕組みとなっています。

### 申請方法について

- ・支給対象になる可能性のある方には、6月下旬に郵送にて申請所を送付しますので、必要事項を記入の上、吉備庁舎・金屋庁舎・清水行政局・各出張所まで申請にお越しください。
- ・申請受付期間：平成26年7月1日～10月1日まで。申請書を確認・審査のうえ、ご指定の口座に支給します。  
※申請をいただいてから所得等の審査をさせていただきますので申請いただいた方全員に給付金が支給されるとは限りません。ご了承ください。

#### ★公務員の方

- ・公務員の方で所属する官庁において児童手当が支給され、「子育て臨時特例給付金」の支給要件を満たす場合は、平成26年1月1日時点で有田川町の住民基本台帳に登録されている方に支給されます。
- ・勤務先から「申請書」及び「児童手当（特例給付）受給状況証明書」が配布されますので、有田川町役場まで申請にお越し下さい。

#### ★配偶者からの暴力を理由に避難している方

臨時福祉給付金の申請手続きに関して、配偶者からの暴力を理由に避難し、住民票を異動していないかたについては、早めの事前申出手続きが必要です。

※臨時福祉給付金の申請手続きは、事前申出とは別に行う必要があります。



「臨時福祉給付金」(臨時的な給付措置)や「子育て世帯臨時特例給付金」の  
“振り込み詐欺”や“個人情報の詐欺”にご注意ください。

ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省(の職員)などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、お住まいの市町村や最寄りの警察署(または警察相談専用電話(99110))に報告してください。



お問い合わせ先

有田川町役場 金屋庁舎 やすらぎ福祉課